

村上市耐震改修促進計画

令和 5 年 3 月改定版

村 上 市

目 次

第1章 総則	1
1. 計画の目的	1
2. 村上市耐震改修促進計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の対象	2
5. 計画と S D G s の関連	2
6. 耐震基準の変遷	3
7. 建築物の耐震改修の促進に関する法律	5
第2章 村上市における地震の危険性	7
1. 村上市内で発生した地震被害	7
2. 村上市周辺の活断層	9
3. 村上市で想定される地震の規模と被害状況	10
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	16
1. 耐震化の現状	16
2. 耐震化の目標	18
第4章 住宅及び特定建築物の耐震化推進を図るための施策	21
1. 村上市の耐震化促進に係る基本的な取り組み方針	21
2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	22
3. 耐震改修等を促進させるための環境整備	24
4. 建築物の総合的な地震対策	24
5. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	26
6. 建築物の安全性に関する認定制度	28
第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	29
1. 地震防災マップの活用	29
2. 耐震化等に関する相談体制の整備及び情報提供の充実	29
3. パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	29
4. リフォームにあわせた耐震改修の誘導	29
5. 自治会・自主防災組織等との連携	29
6. 耐震改修促進税制等の周知	30
第6章 耐震診断及び耐震改修の法による指導等	31
1. 耐震改修促進法による指導等の実施	31
2. 建築基準法による勧告又は命令等の実施	32
3. 特定行政庁との連携	32
第7章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	33
1. 新潟県耐震改修促進協議会の参加	33

【参考資料】

- 1 関係法令等
- 2 特定建築物の分類等
- 3 関連要綱

第1章 総 則

1 計画の目的

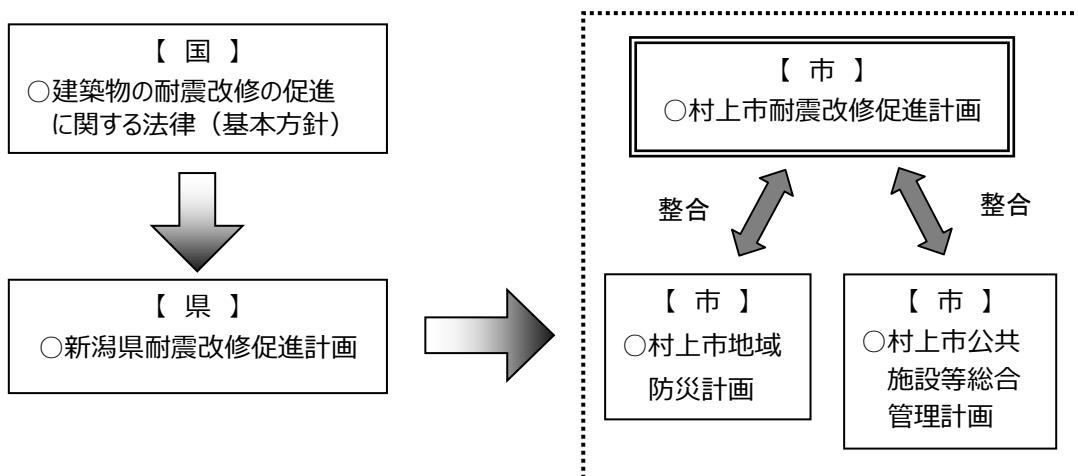
村上市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2 村上市耐震改修促進計画の位置づけ

本計画は、平成25年11月25日に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第6条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。

また、法第4条の規定により国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び新潟県耐震改修促進計画を勘案するとともに、本市における村上市地域防災計画、村上市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとしています。

[図 1.1 村上市耐震改修促進計画の位置づけ]



「村上市地域防災計画」

：災害対策基本法に基づく防災上の総合的な計画

「村上市公共施設等総合管理計画」

：市が所有する公共施設等の現状の把握、維持及び更新について

基本的な方針を定める計画

3 計画の期間

本計画の計画期間は、国の基本方針及び新潟県耐震改修促進計画と同様に、令和7年度までとします。

ただし、施策の基礎資料となる新たな統計調査の実施や社会情勢の変化等に対応を図るために定期的に検証を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

4 計画の対象

本計画の対象地域は村上市全域とし、耐震改修の対象建築物は、昭和56年に導入された現行の耐震基準（※1）を満たさない「旧耐震基準」に基づいて設計されたものとします。

本耐震改修計画においては、民間建築物及び市有建築物について対象とします。

※1 [現行の耐震基準]

中規模の地震（震度5強程度）に対してほとんど損傷を受けず、大規模地震（震度6強から震度7程度）に対して、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標にしています。昭和56年の改正建築基準法の施行を境に「旧耐震基準」と「新耐震基準」に大別されます。

5 計画とSDGsの関連

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、平成27年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための「17の目標」と「169のターゲット」で構成された令和12年までの国際目標であり、国においては、平成28年に「SDGs実施指針」を策定し、その中で地方自治体が各種計画や戦略、方針の策定や改定を行う場合には、SDGsの要素を最大限に反映するよう奨励し、その取組を促進することとしています。

本市においても、個別行政分野における施策を推進することによりSDGsの実現に資することにつながるものと考えており、本計画は、17のゴールのうち、主に次のゴール達成に資するものと考えます。



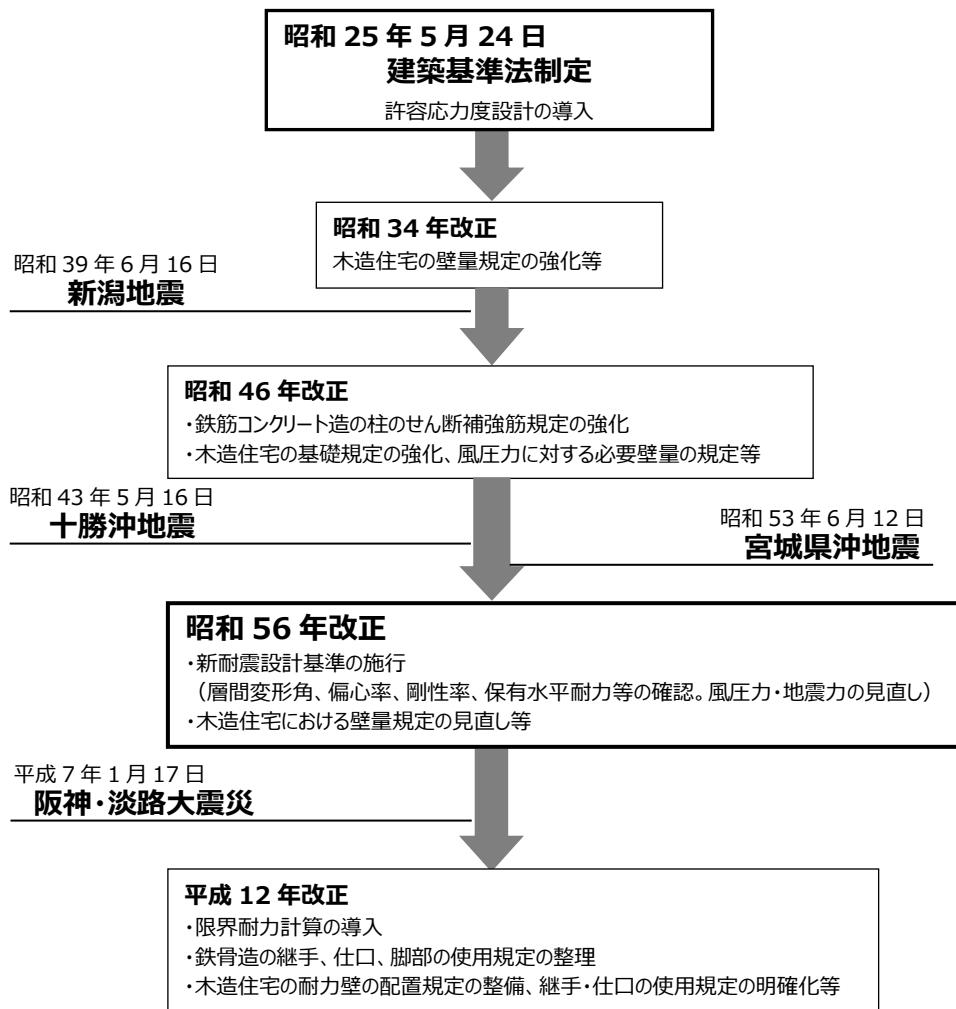
関連するゴール	
11 住み続けられるまちづくりを	目標 11 包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
13 気候変動に具体的な対策を	目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

6 耐震基準の変遷

昭和56年に導入された現行の耐震基準は、中規模の地震動（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、大規模の地震動（震度6強から震度7に至る程度）に対して、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。

この耐震基準は、昭和56年の建築基準法の改正を境に「旧耐震基準」と「新耐震基準」に大別されます。

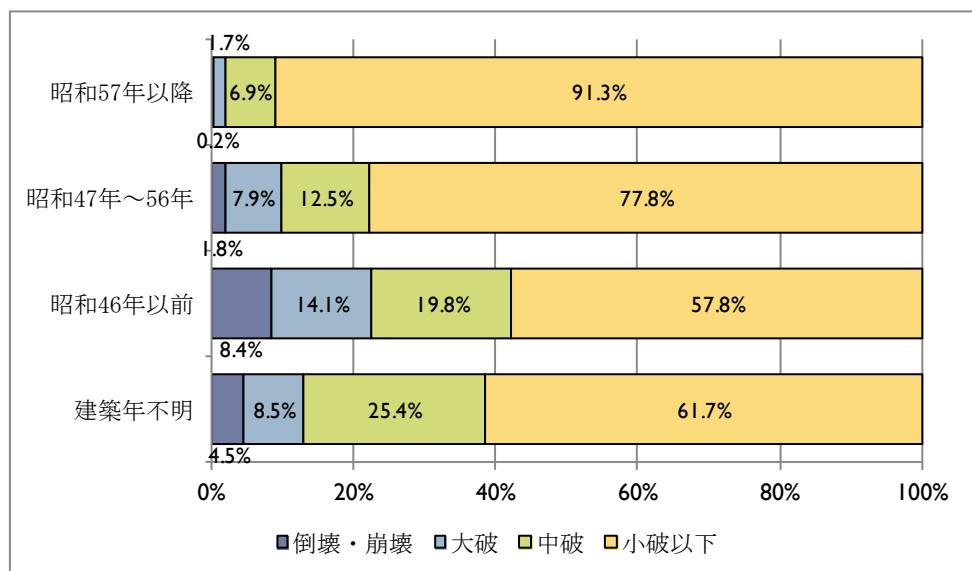
[図1.2 建築基準法の構造関係規定の主な変遷]



【住宅の被害状況】

阪神・淡路大震災における建築年代別の被災状況を見ると、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の建築物の被害は大きく、その中でも特に昭和46年以前の被害が大きいことが分かります。

[図1.3 阪神・淡路大震災における建築物の被災状況（年代区分別）]



出典：平成7年兵庫県南部地震被害調査報告書

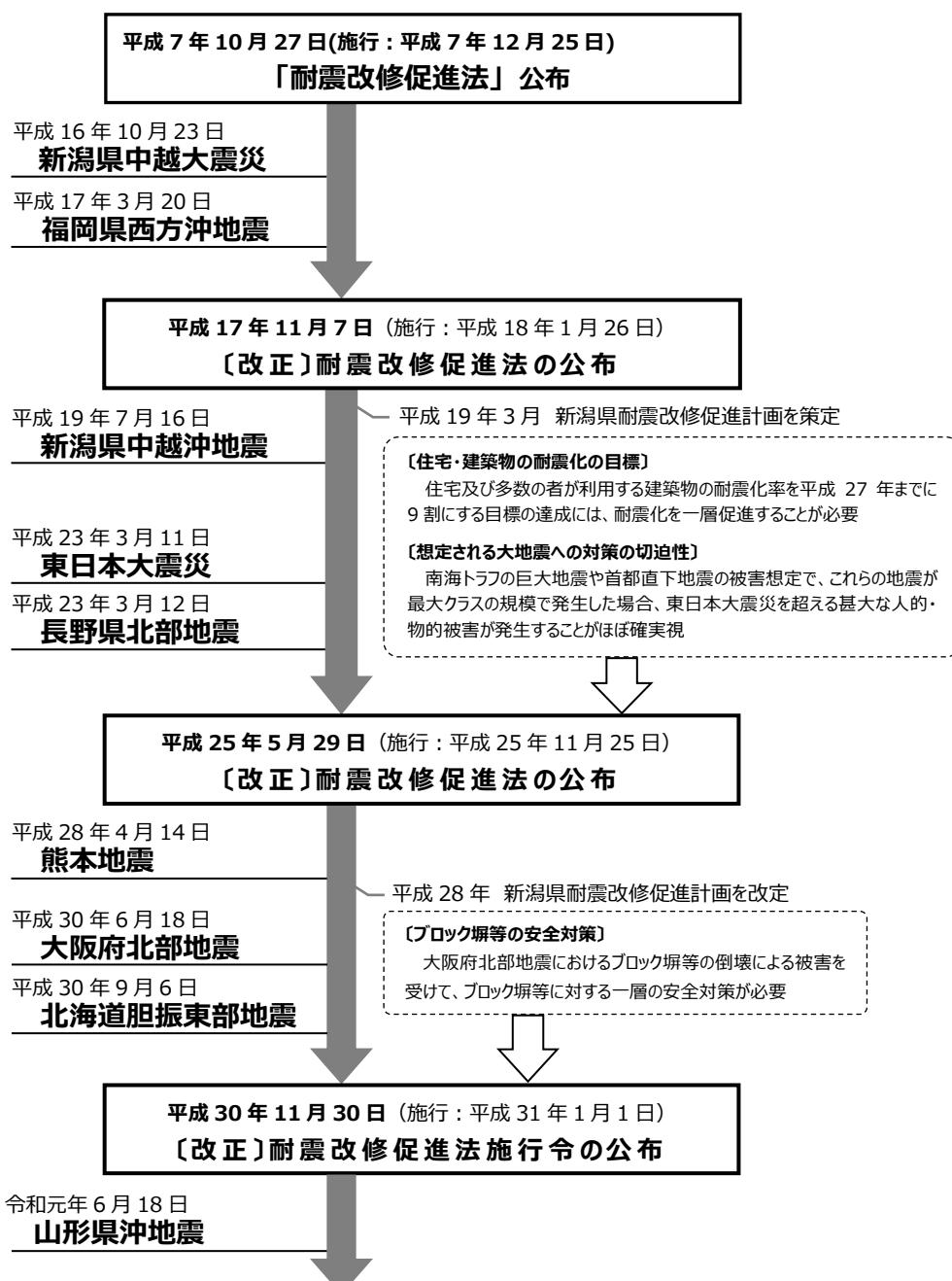
7 建築物の耐震改修の促進に関する法律

耐震改修促進法は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を教訓に、建築物の地震に対する安全性を確保するため、建築物の耐震改修を促進することを目的に平成7年10月に制定され、平成17年11月の改正で都道府県における耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。

その後、南海トラフの巨大地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、建築物の耐震化を強力に促進すべく、平成25年5月に再度改正され、全ての建築物について耐震診断・耐震改修が努力義務化されるなど、建築物の耐震改修を促進する取組みが強化されました。

さらに、平成30年6月に発生した大阪府北部地震での被害などを踏まえ、平成30年11月に耐震改修促進法施行令が改正され、避難路等沿道のブロック塀等について取組みが強化されました。

[図1.4 耐震改修促進法の変遷]



[図 1.5 耐震改修促進法の改正概要（平成 25 年 11 月 25 日施行）]

① 建築物の耐震化の促進のための規制強化		
	改 正 前	改 正 後
耐震診断・改修の努力義務	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用する建築物 ・危険物の貯蔵場等 ・避難路等沿道建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用する建築物 ・危険物の貯蔵場等 ・避難路等沿道建築物 ・住宅や小規模建築物
耐震診断の義務対象	(規定なし)	<p>[法律による義務付け（法附則第 3 条）] 要緊急安全確認大規模建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が利用する建築物 (病院、劇場、集会場、展示物、百貨店等) ・避難弱者が利用する建築物 (小学校、老人ホーム等) ・危険物貯蔵場・処理場 (火薬類などを取り扱う工場等) <p>H27 年度末までに耐震診断結果を 所管行政庁に報告</p> <p>[県計画による義務付け（法第 5 条）] ・県の耐震改修促進計画で指定する市町村の区域 を超える避難路等の沿道建築物</p> <p>[市町村計画による義務付け（法第 6 条）] 市町村の耐震改修促進計画で指定する避難路等 の沿道建築物</p> <p>県が指定する期限までに耐震診断結果を 所管行政庁に報告</p> <p>市町村が指定する期限までに耐震診断結果を 所管行政庁に報告</p>
② 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置		
<p>[耐震改修促進計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例]</p> <p>新たな耐震改修工法も認定可能になるように、耐震改修計画の認定制度について、対象工事の拡大及び容積率、建ぺい率の特例措置を創設</p> <p>[耐震性に係る表示制度の創設]</p> <p>耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設等</p> <p>[区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定]</p> <p>耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合に決議要件を緩和。（区分所有法の特例：3/4 → 1/2）</p>		
③ 法律の改正に合わせた基本方針の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化率の目標の設定（改正前：90%（H27）→ 改正後：95%（R2）） ・法改正の施行後、できるだけ速やかな都道府県計画の改正等 	

第2章 村上市における地震の危険性

1 村上市内で発生した地震被害

村上市は、有史以来たびたび強い地震に見舞われてきました。これらの地震の震源分布域は、新潟県の海岸部（陸地）と日本海の佐渡・粟島を結ぶ線上の2領域に集中する傾向があります。

後者の場合には津波災害の危険性が高く、このような地震の典型例として1964年（昭和39年6月16日）の新潟地震が挙げられます。

【新潟地震】

ア. 震源・規模

[表2.1 想定地震の規模]

発生年月日	昭和39年（1964年）6月16日13時1分
震源・規模	新潟県北部西方沖（粟島南方） 北緯38度22分 東経139度13分 深さ約34キロメートル マグニチュード 7.5
震度	県内のかなり広い地域が震度5という強震に見舞われ、村上市付近の震度についても概ね5（強震）であった。また、震源に近い市の一部では、震度6に匹敵するところがあったといわれている。

イ. 津波の状況

第1波は比較的小さく、むしろ3回目くらいの津波が大きかったといわれています。

[表2.2 津波の状況]

観測地点	岩船	上海府
最大波高*	350cm	390cm
その時刻	13:20	13:10

*痕跡による最高波を示す

ウ. 被害の概要

この地震は、新潟、山形、秋田の各県を中心に被害があり、死者26名、全壊家屋1,960戸、半壊6,640戸、浸水15,298戸などとなったものであり、その他道路、船舶等の被害も甚大でした。また、予想以上の流砂現象がみられ、津波が発生し、日本海沿岸一帯を襲い新潟県沿岸では波高4mに達したほか、震源付近の粟島が1m隆起しました。

[表2.3 建物被害の内容（旧市町村別）]

旧市町村	被害の内容		
村上市	全壊世帯：55世帯 床上浸水：28世帯	半壊世帯：124世帯 床下浸水：45世帯	部分損壊：3,567世帯
荒川町	全壊世帯：28世帯	半壊世帯：67世帯	部分損壊：167世帯
神林村	全壊世帯：126世帯	半壊世帯：538世帯	部分損壊：604世帯
朝日村	全壊世帯：33世帯	半壊世帯：324世帯	部分損壊：2,636世帯
山北町	全壊世帯：109世帯 床上浸水：10世帯	半壊世帯：151世帯 床下浸水：60世帯	部分損壊：763世帯

【日本海中部地震】

日本海中部地震は、1983年（昭和58年）5月26日に、秋田県能代市西方沖80km（北緯40度21.6分、東経139度4.4分、深さ14km）の地点で発生した逆断層型の地震で、マグニチュードは7.7でした。本市において大きな被害はなかったものの、旧山北町府屋では2.0mの津波を観測しました。

（以上 村上市地域防災計画（H27.3）より抜粋）

【山形県沖地震】

ア. 震源・規模

[表2.1 想定地震の規模]

発生年月日	2019年（令和元年）6月18日22時22分
震源・規模	山形県酒田市南西50km 北緯38度36.4分、東経139度28.7分
	深さ14キロメートル マグニチュード 6.7
震度	新潟県村上市で最大震度6強、山形県鶴岡市で震度6弱を観測したほか、北海道から中部地方にかけて震度5強～1を観測。 村上市において、府屋で震度6強、寒川、岩船駅前で震度5弱、塩町、片町、三之町、山口、岩沢で震度4を観測した。

イ. 津波の状況

村上市内の記録は確認されていませんが、山形・新潟両県において最大4～11cmの津波が観測されました。

[表2.2 津波の状況]

都道府県	観測点名	最大波	
		発現時刻	高さ(cm)
山形県	酒田	18日 23:35	5
	鶴岡市鼠ヶ関	18日 22:34	11
新潟県	粟島	18日 22:48	5
	新潟	19日 00:06	8
	柏崎市鯨波	19日 01:18	4
	佐渡市鷺崎	19日 00:24	4

ウ. 被害の概要

[表2.3 被害の内容]

項目	被害状況	
人的被害	死亡0人、行方不明0人、重傷2人、軽傷1人	
建物被害	住宅	全壊0棟、大規模半壊3棟、半壊21棟、一部損壊588棟
	公共施設	17施設 [概算被害額：1億4,901万円]
	その他	16施設 [概算被害額：824万円]

（以上 新潟県地域防災計画、内閣府防災情報のページ、地震調査研究推進本部地震調査委員会 2019年6月18日山形県沖の地震の評価、村上市調査報告資料 より抜粋）

2 村上市周辺の活断層

国の地震調査研究推進本部が社会的、経済的に大きな影響を与えると考えられ調査対象とした全国の97の主要活断層帯のうち、県内には6つの断層帯がありますが、村上市周辺では櫛形山脈断層帯、月岡断層帯があります。

[図2.1 村上市周辺の調査対象活断層の位置図]



出典：新潟県地域防災計画（R3.6 修正）

[表2.4 村上市周辺の活断層長期評価]

断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	国内の主要活断層 における相対的評価		地震発生確率 (今後30年以内)	平均活動間隔
					最新活動時期
櫛形山脈断層帯	6.8程度	S ランク		0.3%～5%	約2,800年～4,200年
					約3,200年～2,600年前
月岡断層帯	7.3程度	A ランク		ほぼ0%～1%	7,500年以上
					約6,500年～900年前

* 地震発生確率の算定基準は、令和4年1月1日

* 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「S ランク」、0.1～3%を「A ランク」、0.1%未満を「Z ランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「X ランク」と表記

出典：地震調査研究推進本部調査資料（R4.1）

3 村上市で想定される地震の規模と被害状況

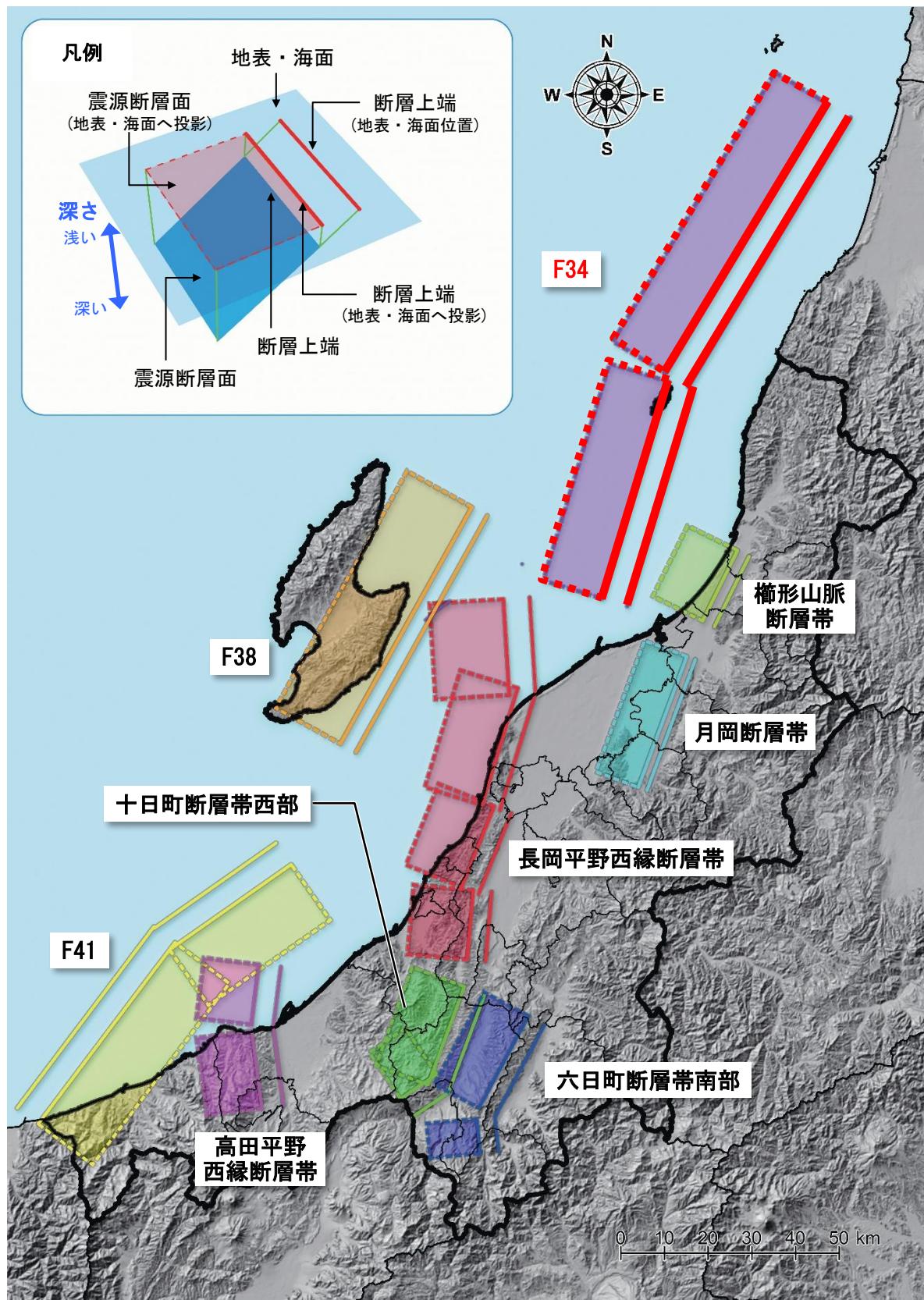
東日本大震災を始めとした近年発生した地震を教訓として、想定技術の進歩及び新たな調査結果や知見に基づき、平成9年以来の見直しとなる、新潟県が実施した「令和3年度新潟県地震被害想定調査検討委員会 最終報告書（調査期間：令和元年6月～令和4年1月）」による村上市における人的・物的被害の概要は次のとおりです。

（1）想定地震

「新潟県地震被害想定調査報告書」では、県内で過去に被害をもたらした地震や活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえた上で、県内主要都市の被害が甚大になると考えられる9つの地震が想定されています（また、同調査報告書では挙げられていませんが、隣県山形県にある庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯、長井盆地西縁断層帯、山形盆地断層帯の活断層についても、村上市においては注意が必要です）。

なお、想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを意味するものではありません。

[図2.2 想定地震位置図]



出典：令和3年度新潟県地震被害想定検討委員会最終報告書(別添)
「防災への備え」パンフレットより抜粋(一部加筆)

[表2.5 想定地震の規模]

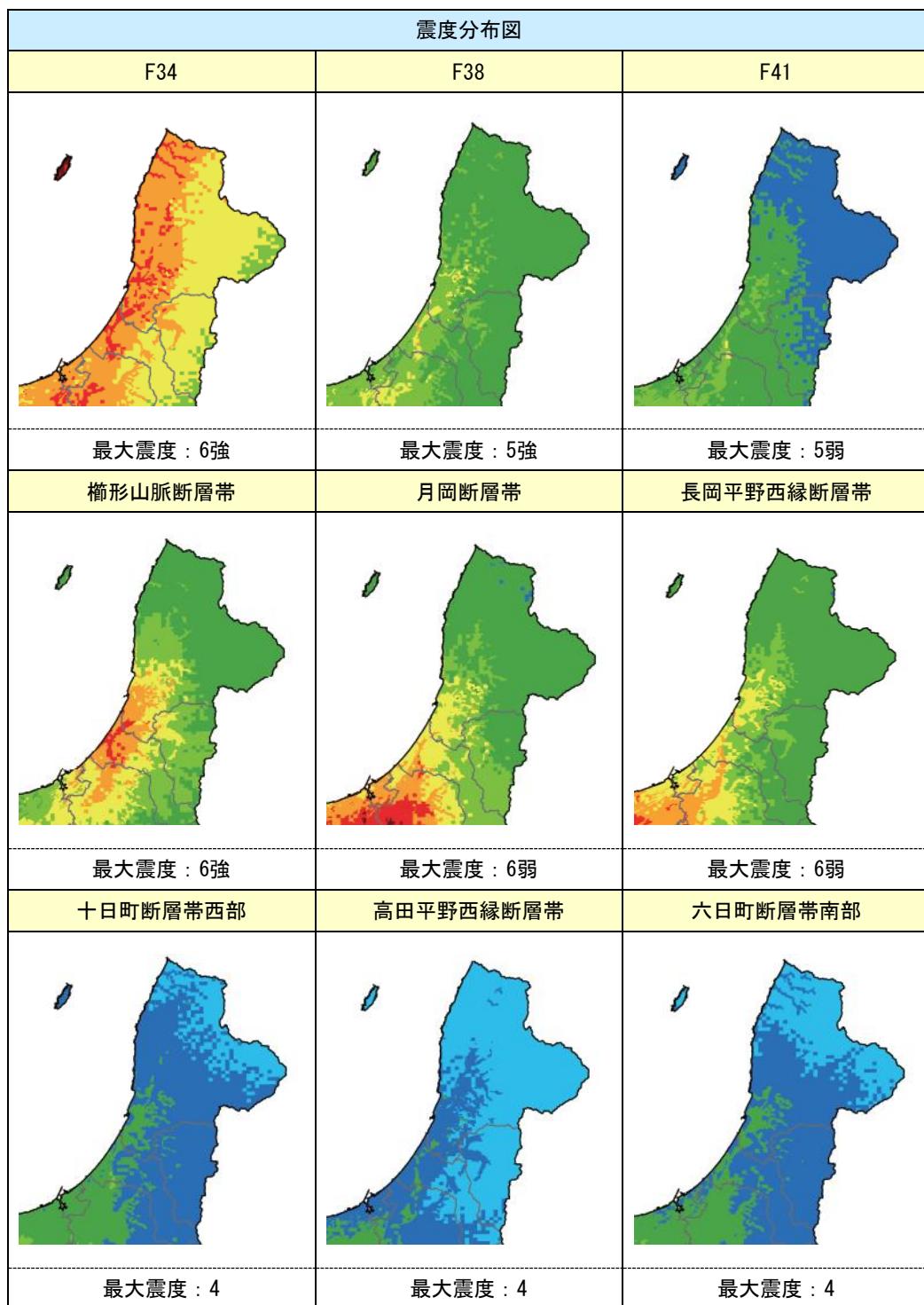
震源諸元 想定地震		走向	傾斜度	長さ (km)	幅 (km)	上端深さ*	MW	発生確率
海域の地震	F34	211.0	45.0	71.9	19.7	6.0	7.71	—
		197.0	45.0	52.0	19.7	6.0	7.71	
	F38	209.0	45.0	62.6	23.6	4.0	7.46	—
	F41	37.0	45.0	51.5	22.7	6.0	7.60	—
		55.0	45.0	34.1	22.7	6.0	7.60	
内陸の地震	櫛形山脈断層帯	206.3	45.0	18.0	18.0	3.0	6.40	ほぼ0.3~5%
	月岡断層帯	200.3	55.0	32.0	18.0	3.0	6.80	ほぼ0~1%
	長岡平野西縁断層帯	176.5	45.0	22.0	24.0	6.0	7.50	2%以下
		202.0	55.0	20.0	24.0	6.0	7.50	
		185.0	55.0	16.0	24.0	6.0	7.50	
		197.0	55.0	28.0	24.0	6.0	7.50	
	十日町断層帯西部	200.3	45.0	24.0	18.0	5.0	6.80	3%以上
		236.0	45.0	10.0	18.0	5.0	6.80	
	高田平野西縁断層帯	187.0	45.0	14.0	18.0	5.0	6.80	ほぼ0%
		172.5	45.0	18.0	18.0	5.0	6.80	
	六日町断層帯南部	208.2	50.0	24.0	18.0	5.0	6.80	ほぼ0~0.01%
		174.5	50.0	8.0	18.0	5.0	6.80	

* 断層上端から地表面までの距離

(2) 想定震度

F34の地震で震度が最も高く、村上市の西部において、最大で震度6強が想定されています。

[表2.6 想定地震の最大震度(村上市域)]



出典：令和3年度新潟県地震被害想定検討委員会最終報告書(別添)

「防災への備え」パンフレットより抜粋(一部加筆)

(3) 想定結果

ア. 建物被害棟数

F34の地震で被害棟数が最も多く、揺れによる被害では、全壊が5,077棟、半壊が10,103棟、液状化による被害では、全壊が56棟、大規模半壊が684棟、半壊が1,236棟、津波による被害では、全壊が348棟、半壊が273棟、床上浸水が172棟、床下浸水が241棟と想定されています。

[表2.7 想定地震別の建物被害予測]

建物被害 棟数想定 想定地震	揺れ		液状化				津波			
	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	大規模 半壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	床上 浸水 (棟)	床下 浸水 (棟)
F34	5,077	10,103	56	1,921	684	1,236	348	273	172	241
F38	0	24	18	680	242	438	2	58	17	70
F41	0	0	0	17	6	11	0	0	0	0
楕形山脈断層帯	568	2,670	33	1,239	441	797	—	—	—	—
月岡断層帯	2	184	24	884	315	569	—	—	—	—
長岡平野西縁断層帯	1	182	21	770	274	495	7	149	54	123
十日町断層帯西部	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—
高田平野西縁断層帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六日町断層帯南部	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—

出典：「令和3年度 新潟県地震被害想定調査検討委員会 最終報告書」より抜粋

イ. 出火・延焼被害

F34の地震で、出火が13件、炎上出火が8件、焼失棟数が1,473棟と想定されています。

[表2.8 想定地震別の出火・延焼被害予測]

出火・延焼被害 想定地震	全出火 (件)	炎上出火 (件)	焼失棟数 (棟)
F34	13	8	1,473
F38	0	0	0
F41	0	0	0
楕形山脈断層帯	2	1	5
月岡断層帯	0	0	0
長岡平野西縁断層帯	0	0	0
十日町断層帯西部	0	0	0
高田平野西縁断層帯	0	0	0
六日町断層帯南部	0	0	0

出典：「令和3年度 新潟県地震被害想定調査検討委員会 最終報告書」より抜粋

ウ. 建物倒壊、地震火災による人的被害

F34の地震で、建物倒壊による人的被害では、死者が337人、負傷者が2,836人、重傷者が521人、軽傷者が2,315人、また地震火災による人的被害では、負傷者1人、軽傷者が1人と想定されています。

[表2.9 想定地震別建物倒壊、地震火災による人的被害予測]

想定地震	建物倒壊								地震火災			
	死者数		負傷者		重傷者		軽傷者		死者数 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)	軽傷者 (人)
	(人)	屋内※ (人)	(人)	屋内※ (人)	(人)	屋内※ (人)	(人)	屋内※ (人)				
F34	337	1	2,836	34	521	6	2,315	28	0	1	0	1
F38	0	0	4	2	0	0	4	2	0	0	0	0
F41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
櫛形山脈断層帯	37	0	595	13	59	2	536	11	0	0	0	0
月岡断層帯	0	0	35	5	0	0	35	5	0	0	0	0
長岡平野西縁断層帯	0	0	34	4	0	0	34	4	0	0	0	0
十日町断層帯西部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高田平野西縁断層帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六日町断層帯南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ [屋内]：「屋内収容物移動・転倒、屋内落下物」の値

出典：「令和3年度 新潟県地震被害想定調査検討委員会 最終報告書」より抜粋

エ. 津波による人的被害

F34の地震で津波による人的被害が最も多く、死者が146人、負傷者が2,509人、重傷者が868人、軽傷者が1,640人、また、津波に伴う要救助者が8人と想定されています。

[表2.10 想定地震別津波による人的被害予測]

想定地震	津波				津波に伴う 要救助者 (人)
	死者数 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)	軽傷者 (人)	
F34	146	2,509	868	1,640	8
F38	1	16	5	10	0
F41	0	0	0	0	0
櫛形山脈断層帯	—	—	—	—	—
月岡断層帯	—	—	—	—	—
長岡平野西縁断層帯	2	52	18	34	0
十日町断層帯西部	—	—	—	—	—
高田平野西縁断層帯	0	0	0	0	0
六日町断層帯南部	—	—	—	—	—

出典：「令和3年度 第9回 新潟県地震被害想定調査検討委員会 最終報告書」
より抜粋

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状と課題

住宅・土地統計調査（※2）をもとに推計した、令和2年度末の村上市の住宅総数（居住世帯あり）は約21,050戸です。そのうち、耐震性のある住宅は約16,500戸とされ、耐震化率（※3）は約78%になります。これは令和2年度末（平成32年度末）の耐震化目標80%に至っておらず、国・県についても同様で、目標を達成しない状況です（県：目標87%・現状約85%）。

村上市では、平成25年以前に耐震診断を行った世帯を対象にアンケートを実施しましたが、アンケート結果において意見が多くあげられた、目標達成に至らない原因としては、耐震化に要する所有者の費用負担が大きいこと、所有者の高齢化で耐震化の意欲が高まらないことなどがあります。

[表 3.1 住宅の耐震化の現状]

住宅の耐震化率	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
新潟県	71%	76%	80%	83%
村上市	72%*	73%	74%	78%

* 平成15 年度分は、旧町村分調査結果なしのため旧村上市のみの数字

※2 [住宅・土地統計調査]

住宅及び住宅以外で居住する建物や世帯に関する実態等を把握するために行う調査です。この調査は昭和 25 年以来 5 年ごとに総務省が実施し、最近では平成 25 年に調査が行われています。

※3 [耐震化率]

ここでは、耐震診断により「耐震性なし」と確認されたものと耐震診断を実施しておらず耐震性が確認されていないものを含めて「耐震化を図るもの」として耐震化率を算定しています。

(2) 特定建築物（※4）の耐震化の現状と課題

令和2年度の特定建築物の耐震化率（※5）について、村上市は77%です。これは令和2年度末の耐震化目標90%に至っていません。

特定建築物の内、市有建築物については、これまでの取り組みにより令和2年度末で、対象棟数52棟、耐震化率85%です。一方、民間建築物については、対象棟数41棟、耐震化率68%です。

今後は民間建築物をいかに耐震化に導くか、いかに所有者等へ耐震化への適切な情報を伝えるかが課題となります。

[表3.2 特定建築物の耐震化の現状]

(単位：棟)

多数の者が利用する 特定建築物の区分	学校・病院・社 会福祉施設等	不特定多数の 住民等が利用 する施設	特定多数の 住民が利用する 施設	その他の建築物	合 計
具体的な用途	幼稚園、小学校、中学校、病院、診療所、老人ホーム、保育所等	宿泊施設、物品販売業を営む店舗、集会場等	賃貸住宅、寄宿舎、下宿等	事務所、工場、自動車車庫等	
合計 (b)	48	28	12	5	93
耐震性を満たすもの (c=e+g)	47	11	9	5	72
耐震化率(d=c/b)	98%	39%	75%	100%	77%
昭和 57 年以降 (e)	30	9	6	2	47
昭和 56 年以前 (f)	18	19	6	3	46
耐震性を有しているも の又は有していると推 測されるもの (g)	17	2	3	3	25
耐震性がないもの又 はないと推測されるも の (h)	1	17	3	0	21

(令和3年3月末現在)

※4 [特定建築物]

耐震性の有無に関わらず耐震改修促進法第14条第一号による「特定既存耐震不適建築物」の規模及び要件を満たす建築物を「特定建築物」として扱っています。

※5 [令和2年度末の特定建築物の耐震化率]

村上市は確定値、国と県は過去の推移からの推計値です。

2 耐震化の目標

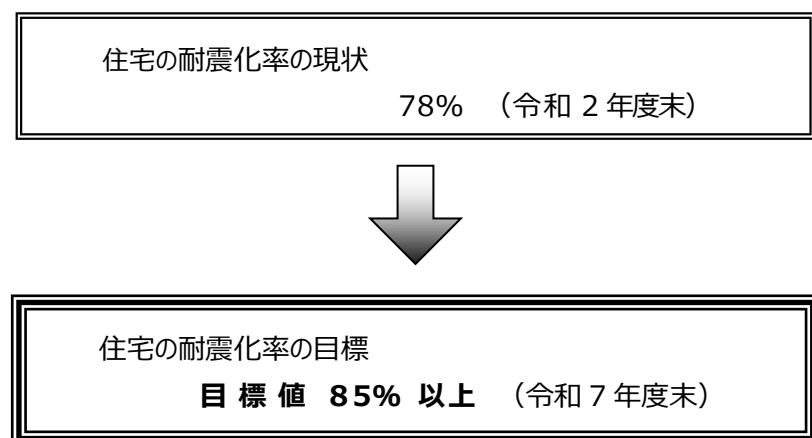
(1) 住宅の耐震化の目標

国の住宅耐震化の目標（※6）は令和12年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することとしています。一方、新潟県の令和7年度末における目標値は、新潟県地震被害想定調査の結果を踏まえ、住宅の耐震化を一層促進することが必要なことから「93%」としています。

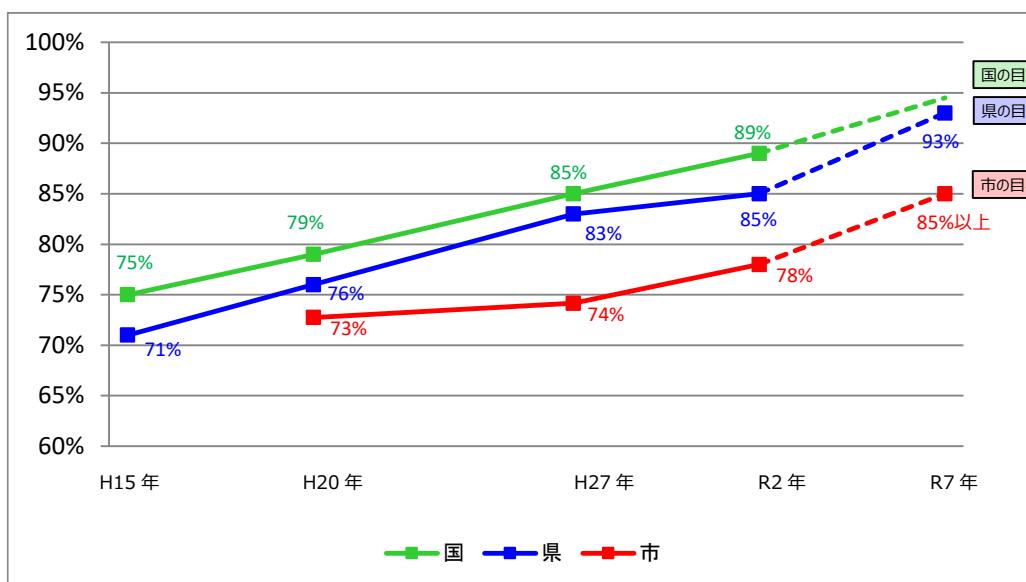
村上市では、現状のまま推移すると令和7年度末の耐震化率は約81%と推計されますが、国・県の状況を踏まえ、これまで以上に耐震化を促進し、市民の安心・安全の確保を加速する必要があることから、令和7年度末での最低限の住宅耐震化率の目標を85%以上とします。

※6 [国の住宅耐震化の目標]

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（R3.12告示）において、南海トラフ地震防災対策基本計画等を踏まえ示されました。

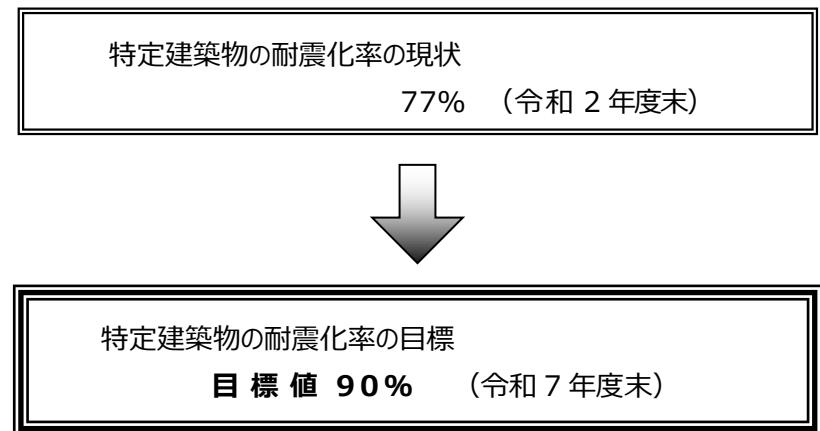


[図3.1 住宅の耐震化率]

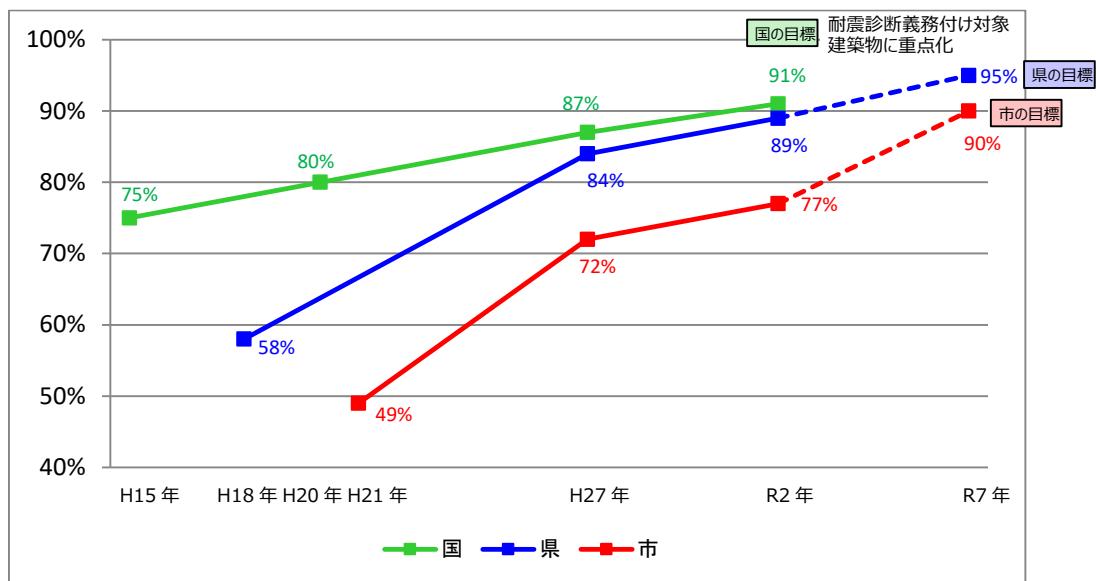


(2) 特定建築物の耐震化の目標

特定建築物は、不特定多数の人が利用することから、住宅より積極的な耐震改修の促進が重要となります。このため、令和7年度末までの特定建築物の耐震化の目標について、住宅の目標値よりも高い90%とします。



[図3.2 特定建築物の耐震化率]

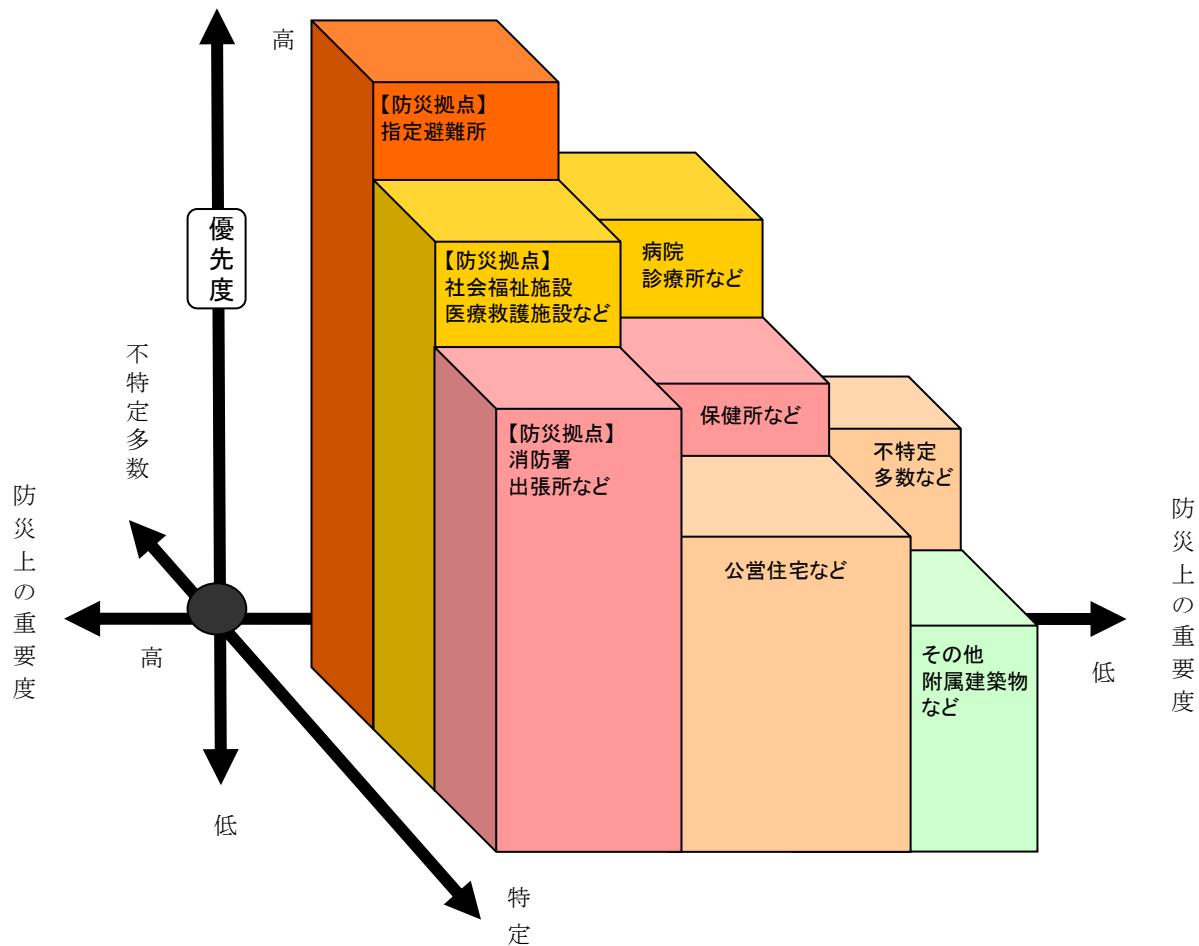


(3) 村上市が所有する特定建築物の耐震化の目標

特定建築物のうち村上市が所有するものについては災害時に重要な役割を担う施設が多く存在することから、特に率先した耐震化の促進が必要です。

そのため、優先度（※7）を考慮した耐震化に関する耐震化事業計画の策定や耐震診断結果の公表などに努めます。指定避難所の一覧については、村上市ホームページの「村上市地域防災計画 資料編」に記載しています。

[図 3.3 村上市有特定建築物耐震化の優先度のイメージ]



※7 [市有建築物耐震化の優先度]（目標年次：令和2年度末）

- ① 防災上重要な建築物は、耐震化率100%を目指します。
- ② その他、不特定の者が利用する施設は、90%以上を目指します。

第4章 住宅及び特定建築物の耐震化推進を図るための施策

1 村上市の耐震化促進に係る基本的な取り組み方針

(1) 耐震化の推進のための役割分担

ア. 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

現在、耐震化にかかるコストの問題の他、年齢的な問題や自分の家だけは大丈夫という思いもあって、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題または地域の問題として捉え、自助努力により取り組むことが不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことの他、耐震改修促進税制の活用等も重要な面になります。

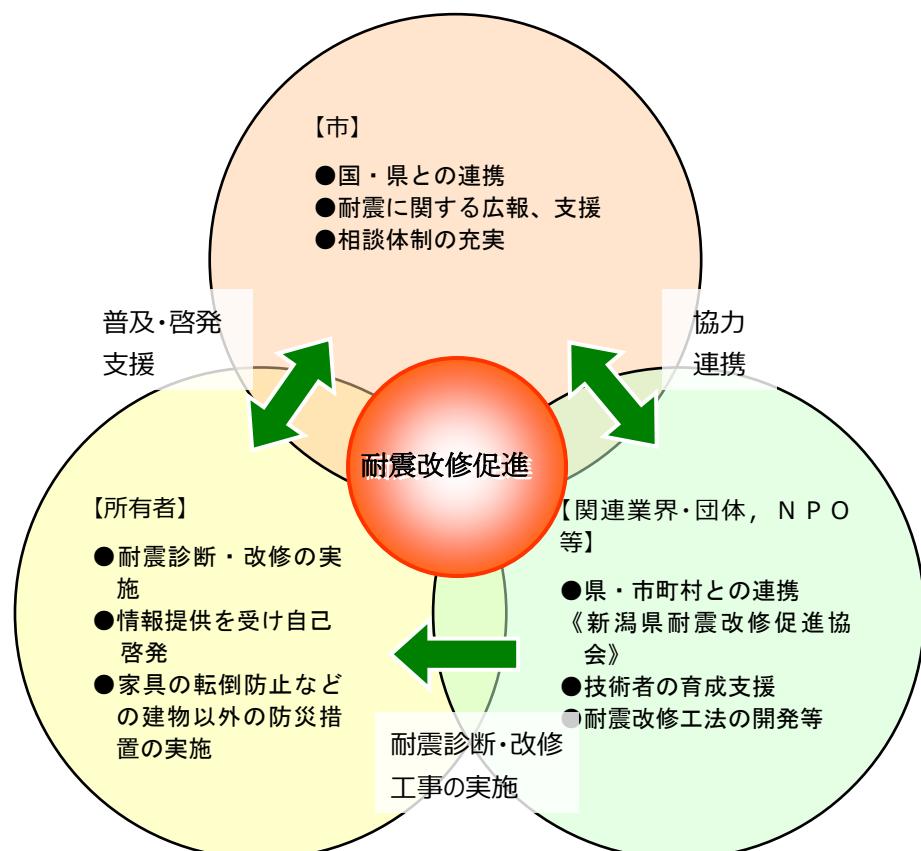
イ. 関係団体等

建築工事関係団体等にあっては、市民が自ら住宅の耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

ウ. 市

村上市では、住民に最も身近な地方公共団体として、上記のような実状に応じて、所有者にとって耐震化を実施しやすい環境を整え、耐震診断や耐震改修の実施を働きかけるほか、耐震改修促進税制の活用等も積極的に広報していきます。

[図4.1 耐震改修の基本的な取り組み]



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 助成・融資制度

建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修等に要する費用について、次のような助成・融資制度が用意されています。

これら制度の更なる充実及び積極的な普及・周知啓発を図り活用を促して行きます。

① 木造住宅耐震診断補助事業

住宅要件	診断費用	補助率	補助額(上限)
木造一戸建住宅 2階以下	延べ床面積 70 m ² 以下	—	65,000
	延べ床面積 70 m ² ~175 m ²	—	75,000
	延べ床面積 175 m ² 超	—	95,000

② 木造住宅耐震改修補助事業

ア. 設計補助

住宅要件	改修等費用	補助率	補助額(上限)
耐震診断結果、耐震改修を実施するために行なう耐震設計	耐震設計に要する費用	1/3	100,000

イ. 改修補助

住宅要件	改修等費用	補助率	補助額(上限)
耐震改修工事 (上部構造評点 1.0 未満を 1.0 以上とする改修工事)	耐震改修工事に要する費用	1/3	650,000
耐震改修部分補強工事 (上部構造評点 0.7 未満で 寝室が 1 階にある住宅について、当該寝室を中心耐 震補強を行い、1 階の上部 構造評点を 0.7 以上とする 耐震部分補強工事)	耐震改修部分補強工事に要する 費用 (65 歳以上単身世帯・夫 婦世帯・親族世帯、障害者単身 世帯・夫婦世帯・親族世帯のみ 対象)	1/3	500,000

※上記①、②の制度については築年要件 S56.5.31 以前の建物にのみ適用

(2) 税制の優遇策

住宅・建築物の耐震化率向上のため、以下のような税の特例措置がとられています。

○ 住宅に係る耐震改修促進税制（所得税、固定資産税）

【所得税】

旧耐震基準により建築された住宅について、令和5年12月31日までの間に一定の耐震改修工事を行った場合、改修に係る標準的な工事費用の10%相当額を所得税から控除

【固定資産税】

旧耐震基準により建築された住宅について、令和6年3月31日までの間に一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅の固定資産税（120m²相当分まで）を、工事完了年の翌年度分からその完了時期に応じた1または2年度分について2分の1（長期優良住宅の認定がある場合は翌年度分に限り3分の2）相当分を減額

(3) 関係団体の連携

建築物の耐震化を促進するため、関係団体と連携を図りながら普及啓発活動の実施や技術者の育成支援など各種の取り組み（※8）に努めます。

※8 [各種の取り組み]

「新潟県耐震改修促進協議会」（平成19年7月設置）への参加

☆ 協議会の概要

- ① 構成：新潟県、県内市町村、目的に賛同して入会する関係団体
- ② 協議会の所掌事項
 - a 法第5条第7項に規定する市町村耐震改修促進計画の作成の支援、指導等に関するこ
 - b 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るためにの施策に関するこ
 - c 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関するこ
 - d その他耐震化の促進に関する必要な事項

3 耐震改修等を促進させるための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して建築物の耐震化を適切かつ円滑に進められるように、相談体制の整備や制度等の普及啓発、耐震診断技術者の養成等に取り組みます。

(1) 耐震改修等に関する周知徹底の推進

個人住宅にあっては、広報紙の活用や耐震に関する啓発に努め、耐震化を認知してもらうとともに必要性について周知についても積極的に図ります。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、木造住宅等の耐震診断や耐震改修等に関する相談窓口を設置し、住民ニーズに対応します。

(3) 耐震診断技術者の養成

建築技術者に対して、木造住宅等の耐震診断及び耐震改修に必要な知識の習得を図り、住民の耐震に対するニーズに対応させるため耐震診断技術者のための講習会に参加を呼びかけ技術力向上を支援します。

4 建築物の総合的な地震対策

建築物の耐震化のほか、以下の事項を含めた総合的な地震対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止

地震時にブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり大きな被害が予想されます。このことから、建築物防災週間等の機会をとおして、通学路などを中心に危険箇所の把握・指導に努めます。

(2) 窓ガラスや外壁・屋外看板等の落下防止

窓ガラスの破損や外壁・屋外看板等の落下は、人的被害を発生させるだけでなく、がれきによって避難・救援活動を妨げることとなります。このため窓ガラス等の破損や外壁・屋外看板等の落下の危険性が認められる場合には、周知するとともに必要に応じて改修指導を行います。

(3) 天井等の非構造部材の安全確認

大規模な空間を有する建築物の天井等の非構造部材については、地震時には落下・崩壊崩落等の被害発生が想定されます。このため、建築物の所有者等に定期的な点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及啓発を図ります。また、必要に応じて改修指導を行います。

(4) エレベーターの安全対策

安全点検の励行による適正な維持管理と共に、エレベーターの緊急停止によるカゴ内への閉じ込め防止のため、地震時のエレベーターの運行方法や、閉じ込めが発生した際の対処方法等について、建築物の所有者及び利用者に周知を図ります。

(5) 家具の転倒防止

家具の転倒は、人的被害や避難・救助活動の妨げになります。このため、身近な住宅内部での地震対策として、家具の転倒防止を呼びかけると共に、家具の固定方法の普及啓発を図ります。

突っ張り棒タイプ

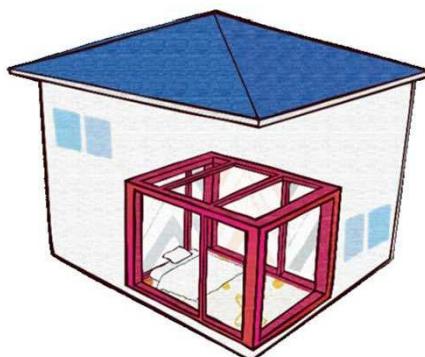


ベルト連結タイプ



(6) 耐震シェルターの設置

耐震シェルターは、耐震改修に比べて安価に設置可能であり、居間や寝室等に設置することで、地震時に住宅が倒壊した場合でも耐震シェルターの周辺を含め、一定の空間を確保することができたため圧迫死（※9）を防ぐことができます。家具の転倒防止と併せて身近な住宅内部での地震対策として呼びかけると共に、普及啓発を図ります。



※9 [圧迫死]

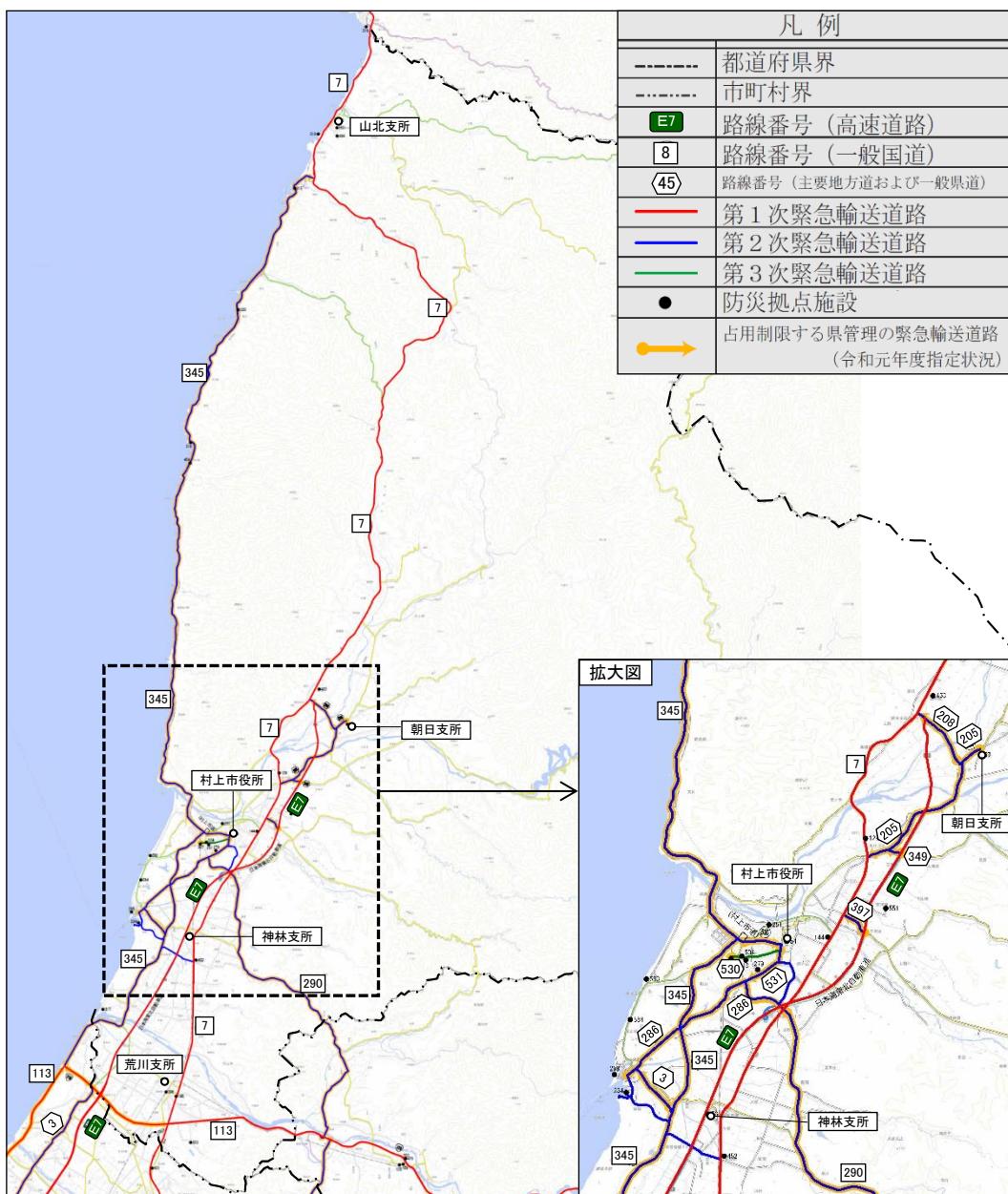
阪神淡路大震災の死亡原因の約9割が家屋等の倒壊による圧迫死となっています。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震時には、住民の円滑な避難、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送等を確実に行うため、道路機能を確保することが非常に重要になります。

新潟県の耐震改修促進計画では、地震時に通行を確保すべき「緊急輸送道路」を新潟県地域防災計画に示す「新潟県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき指定しています。

[図4.2 緊急輸送道路（新潟県 平成31年3月修正より）]



村上市では、県で指定された緊急輸送道路のうち本市の行政区域に係る区間並びに市で指定した道路を「緊急輸送道路」として位置付け、沿道建築物の耐震化に取り組みます。また、防災活動拠点施設、避難施設、輸送施設、輸送拠点施設、緊急物資集積拠点を結ぶ市道も含めた道路網を隨時指定していきます。

[図 4.3 地震後の道路閉塞の状況]



今後は、広域的な輸送に必要な「第1次緊急輸送道路」のうち、相当多数の建築物が建ち並ぶ道路（人口集中地区、用途地域内）を沿道建築物の耐震化を促進すべき道路として位置づけ、沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（※10）に対し優先して耐震化の促進を図っていきます。

※10 [通行障害既存耐震不適格建築物]

地震時によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とさせるおそれがある建築物（ブロック塀含む）のうち、耐震性が確保されていないもの

6 建築物の安全性に関する認定制度

平成25年の耐震改修促進法の改正に伴い、建築物の所有者が地震に対する安全性が確保されている旨を所管行政庁に申請し、一定の基準に適合していることが確認された場合には、その旨の認定を受けることができる「建築物の地震に対する安全性に係る認定制度」(※11)が創設されました。

村上市では、建築物の所有者や管理者に対して防災に対する意識の向上を図ること等を目的として、法第22条の規定により認定を受けた建築物について、認定を受けている旨の掲示を促進します。

[図 4.4 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度]



第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を図り、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、一般市民や建築物の所有者等に対して、安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

1 地震防災マップの活用

住宅や建築物の所有者が耐震化に自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、県又は市において地震に関するハザードマップ作成に努め、ホームページ等で公表できる体制づくりを進めています。

2 耐震化等に関する相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るため以下の取り組みを行います。

- ① 建築の設計、施工関係団体と連携した相談窓口の設置の検討
- ② 耐震診断、耐震改修に係る支援制度の紹介
- ③ 各種業界への横断的な協力要請（普及・啓発）
- ④ 新潟県耐震改修促進協議会や教育関係団体等の活動を通じて、児童生徒の発達段階に応じた地震防災教育の推進

3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

- ① 本耐震改修促進計画の概要や耐震診断・耐震改修の支援制度に関するパンフレット等の作成及びホームページへの掲載
- ② 窓口相談や防災訓練、講習会などでのパンフレットの配布
- ③ 公的施設等におけるパンフレットの配置

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築やキッチン・バスルームの改修等リフォーム工事に合わせて耐震改修を行うことは、費用面や施工面で効率的であることから、このタイミングに耐震改修の重要性を周知し、耐震化の誘導を図ります。

具体的には、公報や民間事業者等の行う各種住宅関連イベントの機会をみて、住民に啓発を行います。

また、公正で中立な立場から消費者が安心してリフォームを行うために必要な情報を提供する「住まいのダイヤル」（運営：公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター）などの相談窓口の紹介・周知を図ります。

5 自治会・自主防災組織等との連携

大規模災害発生時には、公的機関による支援とともに、地域住民による自主的かつ組織的な活動が非常に重要になります。村上市では、令和3年4月1日現在255の自主防災組織があり、新潟県市町村別自主防災組織活動カバー率（組織率：世帯数に占める組織数）は93.7%となっています。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動にもつながることから、市においても自治会・自主防災組織等に対して、耐震診断や耐震改修に関する啓発や必要な支援を行います。

6 耐震改修促進税制等の周知

住宅の一定の耐震改修を行った場合、改修に係る標準的な工事費用の10%相当額を所得税額から控除できる耐震改修促進税制が平成18年4月から開始されました。また、一定の耐震改修工事を行った当該住宅に係る固定資産税についても、減額となる特例措置があります。こういった耐震改修促進税制等は、今後の耐震改修の促進につながるため、制度の周知を徹底します。

第6章 耐震診断及び耐震改修の法による指導等

1 耐震改修促進法による指導等の実施

新潟県の計画において、所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、本市においても市内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します。

(1) 法の定める規定

○ 指導・助言

所管行政庁（※12）は、耐震診断及び耐震改修の適格な実施のため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修について必要な指導・助言を行います。

（法第15条第1項）

○ 指示

所管行政庁は、指導に従わなかった者のうち、不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物の所有者に対して、耐震診断又は耐震改修が行なわれていないと認めるときは、必要な指示を行います。

（法第15条第2項）

○ 公表

所管行政庁は、指示を受けた建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表します。

（法第15条第3項）

※12 [所管行政庁]

建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいいます。（法第2条第3項）

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法第7条第3項による公表を行ったにも関わらず、当該建築物の所有者が必要な措置を行わなかった場合、特定行政庁（※13）は、建築基準法の規定に基づき勧告又は命令等を行います。このことから、本市においても特定行政庁と連携して対応することとします。

○ 勧告

特定行政庁は、当該建築物が損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認めるときは、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告を行います。

（建築基準法第10条第1項）

○ 命令

特定行政庁は、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかつた場合は、その勧告に係る措置をとることを命令します。

（建築基準法第10条第2項）

特定行政庁は、当該建築物が著しく保安上危険であると認めるときは、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令します。

（建築基準法第10条第3項）

3 特定行政庁との連携

村上市では、県や県内の他の特定行政庁（※13）と指導を行うべき建築物の選定や実施の方法、公表のあり方等について、連携して検討を進めていきます。

また、建築基準法による勧告や命令等についても、その適切な実施にあたって、県や県内の他の所管行政庁と連携を行います。

※13 [特定行政庁]

建築基準法に基づき、違反建築物に対する是正命令、不適格建築物に対する命令、用途地域内の建築制限に関する許可等を行なう権限を有する機関。建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいいます。

（建築基準法第2条第32号）

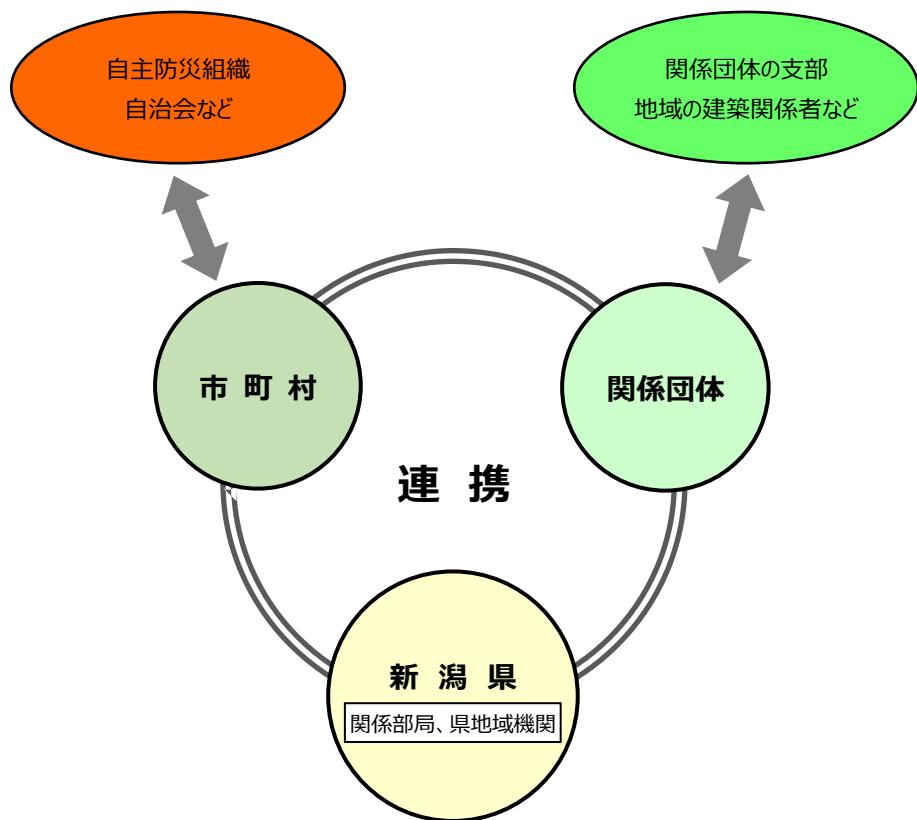
[参考]

空き家に関しては、「村上市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、適正な措置を行います。

第7章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 新潟県耐震改修促進協議会の参加

本計画を実施するにあたり、今後、県、本市以外の市町村及び関係団体等と連携し新潟県耐震改修促進協議会に参加し、耐震化を促進していきます。



[図 7.1 新潟県耐震改修促進協議会のイメージ]
(県、市町村及び関係団体が連携)

參 考 資 料

1 関係法令等

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律及び施行令

建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第百二十三号)

最終改正：平成二六年六月四日法律第五四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 國土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本

的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項
　その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 國土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他國土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。) 第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。) を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。) に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。) 又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。) による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。) を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るために措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。) の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。) の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円

滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命すべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一條 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二條 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三條 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならぬ。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者

に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に關し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

（計画の認定）

第十七条 築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 建築物の位置
 - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画

の認定」という。) をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るために必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るために必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
 - (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
 - (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築することにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るために必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分(以下この項において「建築物等」という。)については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第十八条 計画の認定を受けた者(第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の

規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に關し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物(二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)が存する建築物をいう。以下同じ。)の管理者等(同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は同法第四十九条第一項の規定に

より置かれた理事をいう。) は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修認定建築物」という。)の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法(平成三年法律第九十号)第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。)としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一條に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び団地の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第三十二条 國土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第三十三条 國土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を國土交通大臣に届け出なければならない。

3 國土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った國土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第三十五条 センターは、國土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、國土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、國土交通省令で定める。

3 國土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、國土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、國土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、國土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、國土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、國土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、國土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項

で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるものほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。

二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条第四項の規定に違反して、表示を付した者

三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

五 第三十九条第二項の規定に違反した者

六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者
第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則 (平成八年三月三一日法律第二一号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三一日法律第二六号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一一月七日法律第一二〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律(次項において「旧法」という。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「新法」という。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があつた認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があつた認定の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年五月二九日法律第二〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(附則第四条において「新法」という。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令
(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)
最終改正：平成二八年二月一七日政令第四三号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

- 第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。
- 2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。
- 一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える建築物
 - 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

- 第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。
- 一 診療所
 - 二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
 - 三 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
 - 四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設
 - 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
 - 六 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
 - 七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
 - 八 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
 - 九 火葬場
 - 十 汚物処理場
 - 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。次号

- において「廃棄物処理法施行令」という。) 第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)
- 十三 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

(耐震不明建築物の要件)

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事(次に掲げるものを除く。)に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付(以下この条において単に「検査済証の交付」という。)を受けたもの(建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分(以下この条において「独立部分」という。)が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 貸賃住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するも
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四

条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火薬又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。）
床面積の合計が二千平方メートルのもの
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所
床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等
床面積の合計が千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物
床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に係る報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第四項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に關し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に關し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからヘまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからヘまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからヘまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

- イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。口において同じ。）を除く。）
階数三及び床面積の合計五千平方メートル
ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二
及び床面積の合計五千平方メートル
ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル
ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル
ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
- 三 第三条に規定する建築物であること。
- 2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

附 則 （平成八年三月三一日政令第八七号） 抄

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年八月二九日政令第二七四号）

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年一月一三日政令第五号）

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年一〇月一日政令第三一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（許認可等に関する経過措置）

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行

日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手續がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

(職員の引継ぎ)

第十四条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるもの（次項において「特定事務」という。）に専ら従事していると認められる都の職員（以下この条において「特定都職員」という。）は、施行日において、都において正式任用されていた者にあっては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であった者にあっては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

- 2 施行日前に、地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき特別区の区長又は委員会若しくは委員が特定事務の処理又は管理及び執行のため派遣を求め、その求めに応じて六年以内の期間を定めて施行日から派遣することとされた特定都職員は、前項の規定にかかわらず、その派遣の期間が満了する日の翌日において、都において正式任用されていた者にあっては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であった者にあっては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。
- 3 前二項の規定により引き続き条件付きで特別区の相当の職員となる者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。
- 4 特定都職員でその引継ぎについて第一項又は第二項の規定により難いものをいずれの特別区が引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年一一月一〇日政令第三五二号） 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月二三日政令第二一〇号） 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附 則 (平成一八年一月二五日政令第八号)

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年一月二十六日)から施行する。

附 則 (平成一八年九月二六日政令第三二〇号)

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月二二日政令第五五号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年一〇月九日政令第二九四号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二六年一二月二四日政令第四一二号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年一月二一日政令第一一号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年六月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年一二月一六日政令第四二一号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年二月一七日政令第四三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、改正法施行日(平成二十八年四月一日)から施行する。

2 特定建築物の分類等

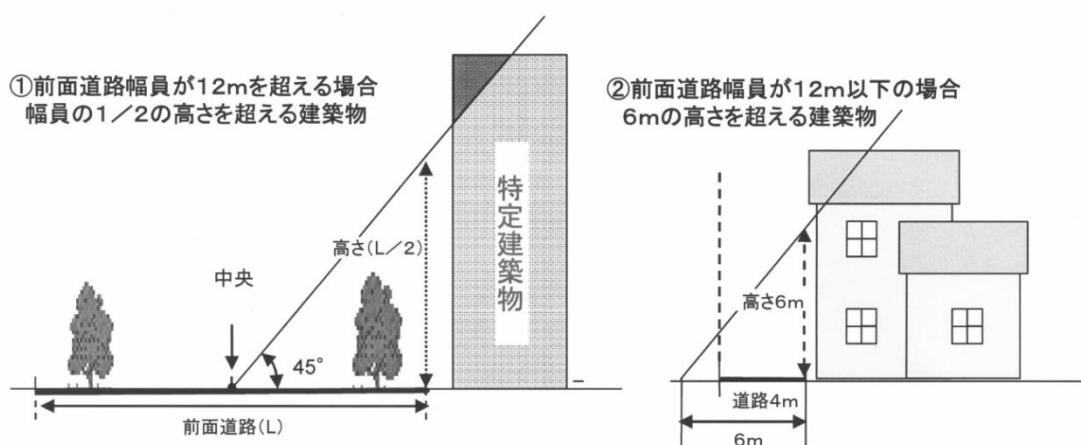
【特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条）】

用 途		特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第14条）	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第15条）	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件（附則第3条）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000m ² 以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000m ² 以上	階数1以上かつ2,000m ² 以上	階数1以上かつ3,000m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000m ² 以上	階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
提示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る） 寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設福祉ホームその他これらに類するも		階数2以上かつ1,000m ² 以上	階数2以上かつ2,000m ² 以上	階数2以上かつ5,000m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500m ² 以上	階数2以上かつ750m ² 以上	階数2以上かつ1,500m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数2以上かつ1,000m ² 以上	階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
車輌の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は用に供するもの			階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500m ² 以上	5,000m ² 以上かつ敷地境界線から一定距離以内の存する建築物
避難路線道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、全面道路幅1／2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超	左に同じ	

【特定建築物となる危険物の数量一覧】

危険物の種類	耐震改修促進法での規模用件
①火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空包	5万個
チ 信管及び火薬	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2t
ワ 煙火	2t
カ その他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20 m ³
④マッチ	300マッチトン
⑤可燃性のガス	2万m ³
⑥圧縮ガス	20万m ³
⑦液化ガス	2,000t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20t 劇物 200t

【多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件】



3 関連要綱

○村上市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

平成21年12月15日
告示第664号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、地震に強いまちづくりを推進するため、村上市耐震改修促進計画に基づき木造住宅の耐震診断を受ける者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、この補助金の交付に関しては、村上市補助金等に関する基本指針、村上市補助金等交付基準及び村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断士　村上市木造住宅耐震診断士登録制度要綱（平成22年村上市告示第号。）第5条第1項の規定により村上市木造住宅耐震診断士登録簿（以下「耐震診断士登録簿」という。）に登録された者をいう。
- (2) 耐震診断　「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行）に基づいて、耐震診断士が行なう一般診断法又は精密診断法による診断をいう。

(対象建築物)

第3条 事業の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、次の各号のすべてに該当する建築物とする。

- (1) 村上市（以下「市」という。）内に所在する個人所有の住宅
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造住宅
- (3) 一戸建ての住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものに限る。）
- (4) 地上2階建て以下の住宅
- (5) 国土交通大臣等の特別な認定を得た工法により建築された住宅でない住宅
- (6) 過去に市の補助を受けて耐震診断を行っていない住宅

(対象者)

第4条 補助金の交付の対象者（以下「対象者」という。）は、対象建築物に自ら居住し、かつ市税を完納している者であって、市が派遣する耐震診断士による耐震診断を受けようとする者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、耐震診断に要した額から10,000円を控除した額とする。ただし、次の各号に掲げる床面積の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 対象建築物の延べ床面積が70平方メートル以下の場合 65,000円
- (2) 対象建築物の延べ床面積が70平方メートルを超え175平方メートル以下の場合 75,000円
- (3) 対象建築物の延べ床面積が175平方メートルを超える場合 95,000円

(補助金の交付申請審査及び決定)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、村上市木造住宅耐震診断実施申込書兼補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象建築物の建築年次及び延べ床面積が判定できる書類の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、耐震診断の実施及び補助金の交付（以下「耐震診断の実施等」という。）を決定したときは村上市木造住宅耐震診断決定通知書兼補助金交付決定通知書（様式第2号）により、耐震診断の実施等を行わないことを決定したときは村上市木造住宅耐震診断不決定通知書兼補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に速やかに通知するものとする。
- 3 耐震診断の実施等の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、耐震診断の申請内容を変更しようとするときは、村上市木造住宅耐震診断変更実施申込書兼補助金変更交付申請書（様式第3号の2）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 変更の内容が分かる書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、耐震診断の実施等の変更を決定したときは村上市木造住宅耐震診断変更決定通知書兼補助金交付変更決定通知書（様式第3号の3）により、耐震診断の実施等の変更を行わないことを決定したときは村上市木造住宅耐震診断変更不決定通知書兼補助金変更不交付決定通知書（様式第3号の4）により、申請者に速やかに通知するものとする。
- 5 交付決定者は、事情により耐震診断を中止し、又は廃止しようとするときは、耐震診断の実施前までに村上市木造住宅耐震診断中止等届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（耐震診断士の派遣）

- 第7条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付を決定したときは、村上市木造住宅耐震診断士選定依頼書（様式第5号）により新潟県建築士会岩船支部（以下「建築士会」という。）に交付決定者に対する耐震診断士の選定を依頼するものとする。
- 2 市長は、前条第4項の規定により耐震診断の実施の変更を決定したときは、建築士会へ変更決定した内容を通知するとともに、必要に応じ、再度診断士の選定を依頼するものとする。
- 3 市長は、前条第5項の規定による耐震診断の中止又は廃止の届出があった場合には、その旨を建築士会に通知するものとする。
- 4 建築士会は、第1項又は第2項の規定による依頼があったときは、本市が提供する耐震診断士登録簿に登録された耐震診断士のうちから派遣する耐震診断士を選定し、村上市木造住宅耐震診断派遣診断士選定報告書（様式第6号）により市長に報告するものとする。
- 5 市長は、前項の報告に基づき派遣する耐震診断士を決定したときは、村上市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（様式第7号）により、派遣する耐震診断士の氏名その他耐震診断士の派遣に関し必要な事項を交付決定者に通知するとともに、派遣する耐震診断士を決定した旨を建築士会に通知するものとする。
- 6 建築士会は、前項の規定による通知後速やかに耐震診断士を派遣するものとする。

（実績報告）

- 第8条 交付決定者は、耐震診断が完了したときは、村上市木造住宅耐震診断補助金実績報告書（様式第8号）に、次の書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。
- (1) 自己負担分の領収書の写し
 - (2) 耐震診断報告書（耐震診断士が耐震診断の結果をとりまとめた書類をいう。）の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付決定額の範囲内で交付すべき補助金の額の確定を行い、交付決定者に対して村上市木造住宅耐震診断補助金確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第10条 市長は前条の規定により通知した日から起算して30日以内に、交付決定者に対して補助金を支払うものとする。

(補助金の受領委任)

第11条 交付決定者は、補助金受領の権限を建築士会に委任することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の受領の権限を建築士会に委任するときは、委任状（様式第10号）を市長に提出するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

○村上市木造住宅耐震診断士登録制度要綱

平成21年12月15日
告示第665号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村上市木造住宅耐震診断及び耐震改修の促進事業を実施するため設置する村上市木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）の登録及びその養成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断士 第5条の規定により村上市木造住宅耐震診断士登録簿に登録された者をいう。
- (2) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行）に基づいて、耐震診断士が行なう一般診断法又は精密診断法による診断をいう。

(登録の資格)

第3条 耐震診断士として登録を受けることができる者は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による登録を行なっている建築士事務所に所属する建築士であり、木造住宅耐震診断講習会（以下「講習会」という。）で市長が認めるものを修了し、かつ木造住宅耐震診断実務講習会（以下「実務講習会」という。）で市長が認めるものを修了した者とする。

(登録の申請)

第4条 耐震診断士として登録を受けようとする者は、村上市木造住宅耐震診断士登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 法第5条第2項の規定による建築士免許証の写し
- (2) 法第23条第1項の規定による登録を証するものの写し
- (3) 講習会の修了証の写し及び実務講習会の終了証の写し
- (4) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景のものであって縦4センチメートル、横3センチメートルのもの。）

(登録証の交付等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、登録を決定したときは、別に定める村上市木造住宅耐震診断士登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するとともに、申請者に対し村上市木造住宅耐震診断士登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

- 2 登録証の有効期間は、交付の日から5年間とする。ただし、特別の理由があるときは、市長はこれを短縮することができる。
- 3 耐震診断士は、登録証を破損、汚損又は紛失したときは、村上市木造住宅耐震診断士登録証再交付申請書（様式第3号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出し、登録証の再交付を受けなければならない。この場合において、登録証を破損又は汚損したことにより登録証の再交付を受けようとする者は、再交付申請書に既に交付した登録証を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 前項の登録証の有効期間は、再交付の日から第2項の登録証の有効期間の満了日までとする。

(耐震診断士登録の更新)

第6条 前条第2項又は同条第4項による登録証の有効期間満了後も、引き続き耐震診断士として登録を受けようとする者は、有効期間が満了する日の3月前から当該期間

が満了する日までの間に、市長に村上市木造住宅耐震診断士更新申請書（様式第4号。以下「更新申請書」という。）を提出し、登録を更新することができる。

- 2 市長は、前項の更新申請書の提出を受けたときは、速やかに前条第1項の登録を更新し、新たな登録証を交付するものとする。
- 3 前項の登録証の有効期間は、前条第2項と同様とする。

（耐震診断士の責務）

第7条 耐震診断士は、耐震診断に関して知り得た内容について、他に漏らしてはならない。

- 2 耐震診断士は、耐震診断士の名称を使って耐震診断促進事業に基づく業務以外の業務を行ってはならない。
- 3 耐震診断士は、耐震診断士であることを自覚し、謙虚に誠意を持って業務を履行するものとする。
- 4 耐震診断士は、耐震診断を行う際は常に登録証を携帯するものとし、関係者から提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

（登録事項の変更）

第8条 耐震診断士は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに村上市木造住宅耐震診断士登録事項変更届（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

（耐震診断士の辞退）

第9条 耐震診断士は、登録証の有効期間が満了する前に、耐震診断士を辞退しようとするときは、村上市木造住宅耐震診断士登録辞退届（様式第6号）に登録証を添えて市長に届け出るものとする。

（登録の取消し）

第10条 市長は、耐震診断士が次の各号いずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 建築士法第9条の規定により建築士免許を取り消されたとき。
- (2) 建築士法第10条第1項に規定する戒告を受けたとき。
- (3) 第7条第1項から第3項までの規定に違反したとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該耐震診断士に村上市木造住宅耐震診断士登録取消通知書（様式第7号）により通知するとともに、登録証を返納させ、登録簿から抹消するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

○村上市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

平成 21 年 12 月 15 日
告示第 666 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、地震に強いまちづくりを推進するため、村上市耐震改修促進計画及び新潟県地域住宅計画に基づき、市内に存する木造住宅の耐震改修等を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、この補助金の交付に関しては、村上市補助金等に関する基本指針、村上市補助金等交付基準及び村上市補助金等交付規則（平成 20 年村上市規則第 50 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 村上市木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成 22 年村上市告示第号。以下「耐震診断要綱」という。）第 3 条第 1 号から第 5 号までのすべてに該当する住宅をいう。
- (2) 耐震診断士 村上市木造住宅耐震診断士登録制度要綱（平成 22 年村上市告示第号）第 5 条第 1 項の規定により村上市木造住宅耐震診断士登録簿（以下「耐震診断士登録簿」という。）に登録された者をいう。
- (3) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行）に基づいて、耐震診断士が行う一般診断法又は精密診断法による診断をいう。
- (4) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満であると診断された住宅を上部構造評点が 1.0 以上とする補強又は改修工事をいう。
- (5) 耐震改修部分補強工事 次のいずれかに掲げる世帯が居住する木造住宅のうち、当該住宅において就寝の用に供する部屋が当該住宅の 1 階に所在する部屋のみであるものであって耐震診断の結果上部構造評点が 0.7 未満と診断されたものについて当該就寝の用に供する部屋を中心に補強又は改修を行い、1 階の上部構造評点を 0.7 以上とする工事をいう。
ア 65 歳以上の者（以下「高齢者」という。）の単身世帯、夫若しくは妻が高齢者である夫婦のみの世帯又は高齢者である親族のみで構成される世帯
イ 障害者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の単身世帯、夫若しくは妻が障害者である夫婦のみの世帯又は障害者である親族のみで構成される世帯
- (6) 耐震設計 耐震改修工事又は耐震改修部分補強工事に該当する工事の設計をいう。

(耐震設計の補助対象木造住宅)

第3条 耐震設計に対する補助の対象となる木造住宅（以下「耐震設計補助対象木造住宅」という。）は、耐震診断要綱第 9 条の規定により耐震診断補助金の額が確定した木造住宅であって、耐震改修工事又は耐震改修部分補強工事に該当するものとする。

(耐震設計の補助対象経費)

第4条 耐震設計に対する補助の対象となる経費は、耐震設計にかかる設計費用とする。

(耐震設計の補助金額)

第5条 耐震設計に対する補助金の額は、耐震設計に要する費用の 3 分の 1 の額とし、100,000 円を上限とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(耐震設計補助金の交付申請)

第6条 耐震設計に対する補助金の交付を受けようとする耐震設計補助対象木造住宅の所有者は、村上市木造住宅耐震設計補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断報告書の写し
- (2) 耐震設計に要する費用の見積書の写し
- (3) 高齢者又は障害者であることを証明する書類で、次のいずれかの写し
 - ア 住民票
 - イ 身体障害者手帳
- (4) その他市長が必要と認める書類

(耐震設計補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、村上市木造住宅耐震設計補助金交付決定通知書（様式第2号）又は村上市木造住宅耐震設計補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(耐震設計士の派遣)

第8条 市長は、前条の規定により耐震設計補助金の交付を決定したときは、当該決定を受けた者（以下「耐震設計補助決定者」という。）に対する耐震設計士の選定を、村上市木造住宅耐震設計士選定依頼書（様式第4号）により新潟県建築士会岩船支部（以下「建築士会」という。）に依頼するものとする。

2 建築士会は、前項の規定による依頼があったときは、本市が提供する耐震診断士登録簿に登録された耐震診断士のうちから派遣する耐震設計士を選定し、村上市木造住宅耐震設計派遣設計士選定報告書（様式第5号）により市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の規定による報告に基づき派遣する耐震設計士を決定したときは、村上市木造住宅耐震設計士派遣決定通知書（様式第6号）により、派遣する耐震設計士の氏名その他耐震設計士の派遣に関し必要な事項を耐震設計補助決定者に通知するとともに、派遣する耐震設計士を決定した旨を建築士会に通知するものとする。

4 建築士会は、前項の規定による通知を受けたときは速やかに耐震設計を派遣するものとする。

(耐震設計補助金の交付申請の変更及び中止)

第9条 耐震設計補助決定者は、事業の内容若しくは経費の配分を変更し、又は事業を中止しようとするときは、村上市木造住宅耐震設計補助金交付変更・中止申請書（様式第7号）にその内容を説明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(耐震設計補助金の変更交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の変更交付の決定をしたときは、村上市木造住宅耐震設計補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(耐震設計補助金実績報告)

第11条 耐震設計補助決定者は、耐震設計の終了後、速やかに村上市木造住宅耐震設計補助金実績報告書（様式第9号）に、次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書（第 13 条の規定により補助金の受領委任をする場合にあっては、耐震設計に要した額から第 5 条に規定する補助金の額を減じた額の領収書）の写し
- (2) 耐震改修計画書の写し
- (3) 耐震改修に要する費用の見積書の写し

(耐震設計補助金の確定通知)

第 12 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、村上市木造住宅耐震設計補助金確定通知書（様式第 10 号）により、速やかに耐震設計補助決定者に通知するものとする。

(耐震設計補助金の受領委任)

第 13 条 耐震設計補助決定者は、耐震設計補助金の受領の権限を建築士会に委任することができる。

2 耐震設計補助決定者は、前項の規定により補助金の受領の権限を建築士会に委任するときは委任状（様式第 11 号）を市長に提出するものとする。

(耐震改修の補助対象木造住宅)

第 14 条 耐震改修に対する補助の対象となる木造住宅（以下「耐震改修補助対象木造住宅」という。）は、第 12 条の規定により耐震設計補助金の額が確定した木造住宅とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(耐震改修の補助対象工事及び経費)

第 15 条 耐震改修に対する補助の対象となる工事は、耐震改修工事又は耐震改修部分補強工事に該当する工事で、次の各号のいずれかの者が施工する工事（耐震診断士又は耐震診断士以外の 1 級建築士若しくは 2 級建築士による工事監理を行うものに限る。）とする。

- (1) 新潟県建築士会岩船支部の会員
 - (2) 村上市建築組合又は岩船建築組合連合会の組合員
 - (3) その他市長が認める者
- 2 耐震改修に対する補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。
- (1) 耐震改修工事費又は耐震改修部分補強工事費
 - (2) 耐震改修工事又は耐震改修部分補強工事を行うために必要となる既存仕上げ等の撤去、再仕上げ等に要した工事費
 - (3) 工事監理費

(耐震改修の補助金額)

第 16 条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 耐震改修工事又は耐震改修部分補強工事に要する費用の 3 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、500,000 円を上限とする。
 - (2) 耐震改修工事においては、前号の規定により算出した額に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、150,000 円を上限とする。
 - (3) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額
- 2 耐震改修に係る補助金の交付に当っては、あらかじめ前項の規定により算出した補助金の額から同項第 3 号に規定する額を差し引いて得た額を交付するものとする。

(耐震改修補助金の交付申請)

第17条 耐震改修に対する補助金の交付を受けようとする耐震改修補助対象木造住宅の所有者は、村上市木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第12号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修計画書の写し
- (2) 耐震改修に要する経費の見積書の写し
- (3) 高齢者又は障害者であることを証明する書類で、次のいずれかの写し
 - ア 住民票
 - イ 身体障害者手帳

（耐震改修補助金の交付決定）

第18条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、村上市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書（様式第13号）又は村上市木造住宅耐震改修補助金不交付決定通知書（様式第14号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（耐震改修工事の実施）

第19条 前条の規定により耐震改修補助金交付の決定を受けた者（以下「耐震改修補助決定者」という。）は、前条の規定による通知書を受領後、速やかに耐震改修工事を実施しなければならない。

（耐震改修補助金の交付申請の変更及び中止）

第20条 耐震改修補助決定者は、事業の内容若しくは事業の経費の配分を変更し、又は事業を中止しようとするときは、村上市木造住宅耐震改修補助金交付変更・中止申請書（様式第15号）にその内容を説明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 耐震改修補助決定者は、事業の内容又は経費の配分を変更するときは、耐震設計士と協議しなければならない。
- 3 前項の規定により、協議を行った耐震設計士は、その結果を第1項の申請書に記載しなければならない。

（耐震改修補助金の変更交付決定）

第21条 市長は、前条の規定による補助金の変更交付の決定をしたときは、村上市木造住宅耐震改修補助金変更交付決定通知書（様式第16号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（耐震改修補助金実績報告）

第22条 耐震改修補助決定者は、耐震改修の終了後、速やかに村上市木造住宅耐震改修補助金実績報告書（様式第17号）に、次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後の写真（撮影場所を明らかにした図面等を含む。）
- (3) 耐震改修に要した経費の領収書の写し

（耐震改修補助金の確定通知）

第23条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、村上市木造住宅耐震改修補助金確定通知書（様式第18号）により、速やかに耐震改修補助決定者に通知するものとする。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。